

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県人事委員会

- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 二五〇
- 職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 二五〇

福島県人事委員会

職員の特務勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月二十四日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十六号

職員の特務勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務時間、休暇等に関する規則（平成十七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条の四第五項中「第六条の二第二項」を「第六条の二第四項に規定する放課後等サービスに係る事業、同法第六条の三第二項」に改め、「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項に規定する児童サービスに係る事業」を削り、「放課後児童健全育成事業等」を「放課後等サービス事業等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年七月二十四日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十七号

職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「家畜伝染病（」の下に「口蹄疫、」を加え、「及び高病原性鳥インフルエンザ」を「、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ」に改める。

附則第七項第二号中「同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により同項の警戒区域（以下単に「警戒区域」という。）に設定されることとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち平成二十三年四月二十一日の本部長指示があるまでの間における当該本部長指示により警戒区域に設定されることとされた区域」を「帰還困難区域に設定されることとされた区域」に改め、同項第三号中「居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち、平成二十三年四月二十二日の本部長指示があるまでの間における当該本部長指示により避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域」を「居住制限区域に設定されることとされた区域」に改め、同項第四号を削る。

附則第八項第一号を次のように改める。

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行う作業 四万円

附則第八項第七号を削り、同項第六号中「千円」を「六百六十円」に改め、同項を同項第八号とし、同項第五号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同項を同項第七号とし、同項第四号中「二千円」を「千三百三十円」に改め、同項を同項第六号とし、同項第三号中「一万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）」を「六千六百円」に改め、同項を同項第五号とし、同項第二号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同項を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 前項第一号の作業のうち前号及び第四号に掲げる作業以外の作業であつて、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会が定めるものに限る。） 二万円

三 前項第一号の作業のうち前二号及び次号に掲げる作業以外の作業 一万三千三百円

附則第十項中「附則第八項第三号、第五号」を「附則第八項第五号」に改め、「（平成二十三年四月二十二日前に従事した作業を除く。）」を削る。

附則に次の六項を加える。
12 次に掲げる作業は、当分の間、条例附則第四項の人事委員会規則で定める作業とする。

一 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により同項の警戒区域に設定されることとされた区域において行う

作業（附則第七項各号に掲げる作業及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定されるところとされた区域において行う作業を除く。）

二 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（附則第七項各号及び前号に掲げる作業並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定されるところとされた区域において行う作業を除く。）

13 前項各号に掲げる作業に係る条例附則第五項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち屋外において行う作業 六千六百円

二 前項第一号の作業のうち屋内において行う作業 千三百三十円

三 前項第二号の作業のうち屋外において行う作業 五千円

四 前項第二号の作業のうち屋内において行う作業 千円

14 同一の日において、前項各号に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合又は附則第八項各号のいずれかに掲げる作業及び前項各号のいずれかに掲げる作業に従事した場合には、それらの作業に係る手当の額のうち最も高い手当の額を支給する。

15 前項の規定の適用がある場合における附則第十項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「附則第八項及び第十四項」とする。

16 附則第十三項第一号又は第三号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合における当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、附則第十三項及び第十四項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

17 同一の日において条例第十二条第一項各号のいずれかに掲げる作業及び附則第十三項各号のいずれかに掲げる作業に従事した場合には、第二十九条第三項の規定にかかわらず、それぞれの作業に係る手当の額を合計した額を支給する。

附 則

1 この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の特種勤務手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十四年四月十六日からこの規則の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定されるところとされた区域において行った作業であつて、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第八項第五号に掲げる作業に該当することとなる作業（同一の日において、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第八項第一号から第三号まで又は附則第十三項第一号に掲げる作業に該当することとなる作業を除く。）及び改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第八項第一号から第五号まで若しくは第七号又は附則第十三項第一号から第三号までに掲げる作業に該当することとなる作業を行つた場合を除く。）を行つた場合についても適用する。

（採用給与課）